

いわき市交通安全対策協議会交通指導員服務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いわき市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）の交通指導員の服務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分証明書)

第2条 交通指導員に適正な職務を執行させるため、身分証明書を交付する。

2 交通指導員は、常に身分証明書を所持し、亡失、盜難又は毀損することのないよう注意するとともに、他人に貸与してはならない。

(勤務心得)

第3条 交通指導員は、勤務中次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 上司の命令、指示に従うこと。
- (2) 警察官の権限を侵すような、紛らわしい行為をしないこと。
- (3) 常に服装を整え、言動を慎み、誠意をもってあたること。
- (4) 勤務の特殊性を自覚し、自己の危険防止に留意すること。
- (5) 職務上特異な事項を取り扱ったときは、すみやかに上司に報告すること。
- (6) 貸与品及び教育機材等の適正な管理、保管に努めること。

(勤務)

第4条 交通指導員の勤務については、いわき市職員に準ずる。ただし、勤務の特殊性により勤務時間の変更、及び休日勤務の場合は代休を与えることができる。

(勤務日誌)

第5条 交通指導員は、勤務状況を明らかにするため、勤務日誌に必要な事項を記録し、協議会長に提出しなければならない。

(解職)

第6条 交通指導員としての適性を欠くと認められるときは、解職することができる。

(研修)

第7条 交通指導員の職務遂行能力の向上を図るため、隨時、必要な教養、訓練を行うことができる。

(災害補償)

第8条 交通指導員が勤務中に災害を受けたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年5月17日から施行する。